

再チャレンジプログラム 第8回（平成26年刑法）

弁護士 春田 尚純

第1 司法試験の刑法の特徴等

1 基本的に従来通り

刑法では、長文の事例があり、その中で犯罪をする甲、乙、丙…の罪責を論じるというスタイルが基本となっている。これまでの期末試験などでもこのような形式が多かったと思うので、出題形式としては（民法や民訴法などに比べると）馴染みのあるものと思われる。

ただ、年によらず、全体として**非常に記述量が多い**。論点数が多いため、一般論（論証）の記述も多くなるうえに、それぞれの論点ごとに事実を拾わないといけない。

合格答案を書くにあたっては、（たくさん書いたからといって合格するわけではないが）目安として、最低でも5～6枚以上は記載したい。

2 近年の傾向

平成の時代は、従来通りのスタンダードな出題形式が続いていた。

しかし、令和元年頃から、**学術的な設問**が出題されるようになった。例えば、

甲の罪責を論ぜよ。その際、①100万円についてのみ窃盗罪が成立するとする見解と、②1000万円について窃盗罪が成立するとする見解の両方に言及したうえで、自己の見解を述べよ。
--

というものである。

もちろん、基本的な書き方は、従来通りでOK。しかし、**近年は、学説の対立的な論述が付加的に要求される**。

とはいえ、今回のようなスタンダードな形式を書けなければ、近年の傾向にも対応できない。大切なのは、法的思考。問題提起→要件定立→事実・評価・結論。この中で対立的な記述をすれば足りる。基本をしっかりと書けることが重要。

第2 今後の方針

ほかにも、争いがなさそうな個所は薄く書き、大事なところは厚く書くという「構成力」もかなり問われているが、これは後々でも対策できる。

今一番気を付けてほしいのは、法的な文章をきちんと書けるように、そのための法的知識をしっかりと身に着けるようにすること。また、今後、論点の勉強をするときに、（書くか書かないかは別にして）重要な論点については、他説批判にも配慮して論証パターンを作っておくと有用と思われる。

論証パターンの精度がモノをいいます。下位規範までしっかりと理解しておくように！

以上